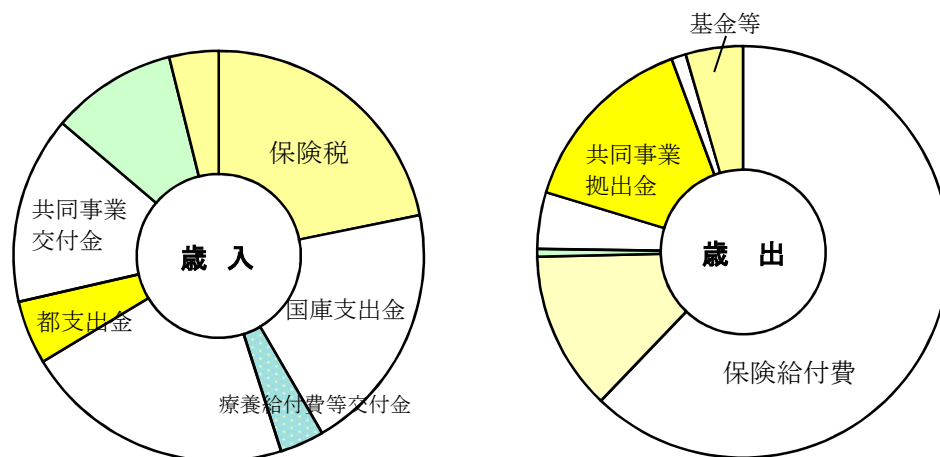


平成 21 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）概要

1 補正額 (単位：千円)

補正前の額	補正額	計
17,109,913	△1,176,300	15,933,613

2 概要



(1) 国民健康保険税の減額

一般被保険者国民健康保険税	△104,563 千円
退職被保険者国民健康保険税	+32,136 千円
計	△72,427 千円

(2) 共同事業交付金（歳入）及び共同事業拠出金（歳出）の減額

歳入…高額医療費共同事業交付金	△314,038 千円
保険財政共同安定化事業交付金	△576,509 千円
計	△890,547 千円
歳出…高額医療費共同事業拠出金	△285,555 千円
保険財政共同安定化事業拠出金	△575,549 千円
計	△861,104 千円

(3) 高額医療費共同事業拠出金の減額により関係する国庫及び都負担金の減額

国庫負担金（高額医療費共同事業負担金）	△71,388 千円
都負担金（高額医療費共同事業負担金）	△71,388 千円
計	△142,776 千円

(4) 療養給付費等交付金の減額 △70,839 千円(5) 上記の歳入減から国民健康保険運営基金積立金を減額する。 △315,710 千円

3 補足説明

(1) 共同事業について

- ・共同事業は、国民健康保険団体連合会の事業として、高額な医療費が発生した場合の保険者の財政運営を安定化させるため、東京都全体で財政調整を行うものである。各保険者からの拠出金等をもとに運営されているが、このたび国保連合会の算定誤り等により交付金（歳入）、拠出金（歳出）ともに大幅な減額となる。
- ・共同事業のうち高額医療費共同事業拠出金については、その額の4分の1が国と都から負担金が交付されている。今回の拠出金の減額により、国及び都の負担金もそれぞれ減額となるものである。

(2) 療養給付費等交付金

- ・療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る医療費に対する社会保険等からの負担金であるが、退職者の医療費が当初予算に比べ減額となるため、交付金も減額となる。

(3) 国民健康保険事業運営基金について

- ・今回の補正で積立金の額を減額することにより、平成21年度末の国保運営基金の残高見込額は、約1億5000万円となる。